



県 章

滋賀県公報

平成 16 年 (2004 年)
6 月 14 日
第 2346 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	567
告 示	
滋賀県文学祭に係る滋賀県文学作品の出品手数料の徴収事務の委託 (県民文化課)	567
生活保護法による居宅介護担当機関の指定 (健康福祉政策課)	568
生活保護法による居宅介護担当機関の名称および所在地変更の届出 (健康福祉政策課)	568
生活保護法による居宅介護担当機関の所在地変更の届出 (健康福祉政策課)	569
生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の指定 (健康福祉政策課)	569
生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の所在地変更の届出 (健康福祉政策課)	569
生活保護法による施設介護担当機関の指定 (健康福祉政策課)	570
特定計量器定期検査の実施 (計量検定所)	570
滋賀県立琵琶湖文化館の施設設備等使用料の徴収事務の委託 (文化財保護課)	570
公 告	
大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	570
変更後の大気環境負荷低減計画の公表公告 (環境管理課)	571
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業振興課)	571
地 域 振 興 局 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出 (甲賀)	572
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (湖南)	572
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (湖南)	573
地 域 振 興 局 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告 (湖北)	573

規 則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県規則 第 42 号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和 53 年 滋賀県規則 第 20 号) の一部を次のように改正する。

別表株式会社びわこ銀行守山東支店の項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示 第 375 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀県文学祭に係る滋賀県文学作品の出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託の相手方 滋賀文学会会長 羽生道英 神崎郡永源寺町市原野 2303
- 2 委託事務の内容 滋賀県文学祭に係る滋賀県文学作品の出品手数料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 16 年 7 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金および郵便小為替で徴収する。

滋賀県告示 第 376 号

生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
介護老人保健施設 日和の里	大津市坂本六丁目 25 - 3	医療法人滋賀勤労者保健会	大津市昭和町 7 - 16	通所リハビリテーション	平成 16. 4. 20
介護老人保健施設 日和の里	大津市坂本六丁目 25 - 3	医療法人滋賀勤労者保健会	大津市昭和町 7 - 16	短期入所療養介護	平成 16. 4. 20
株式会社クリスタル介護センター彦根営業所	彦根市松原町字網代口 1435 - 13	株式会社クリスタル介護センター	京都府京都市南区唐橋堂ノ前町 15 - 9	訪問介護	平成 16. 5. 1
特定非営利活動法人スマイルケア訪問介護サービス事業所	草津市南笠東一丁目 6 - 34	特定非営利活動法人スマイルケア	草津市南笠東一丁目 6 - 34	訪問介護	平成 16. 6. 1
ヘルパーステーション美松	甲賀郡甲西町菩提寺赤込原 104 - 14	医療法人社団美松会	甲賀郡甲西町中央二丁目 125	訪問介護	平成 16. 4. 1
ゆめのさとデイサービス	蒲生郡日野町西大路字井上 434 - 2	株式会社ドリエジョ	蒲生郡日野町松尾五丁目 13	通所介護	平成 16. 5. 1
ゆめのさとグループホーム	蒲生郡日野町西大路字井上 434 - 2	株式会社ドリエジョ	蒲生郡日野町松尾五丁目 13	痴呆対応型共同生活介護	平成 16. 5. 1

滋賀県告示 第 377 号

生活保護法 (昭和 25 年 法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の名称および所在地変更の届出があった。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の旧名称	指定に係る事業所等の新名称	指定に係る事業所等の旧所在地	指定に係る事業所等の新所在地	名 称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人あいち診療所あざい訪問看護ステーション	医療法人あいち診療会あざい訪問看護ステーション	東浅井郡浅井町野瀬 1055 - 3	東浅井郡浅井町野瀬 828	医療法人あいち診療会	東浅井郡浅井町野瀬 828	訪問看護	平成 16. 4. 1

滋賀県告示 第 378 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の所在地変更の届出があった。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の旧所在地	指定に係る事業所等の新所在地	名 称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
田中ケアサービス株式会社彦根支援センター	彦根市船町 2 - 13 大沢ビル 2 F	彦根市外町浄土 129 - 2	田中ケアサービス株式会社	伊香郡高月町大字柏原 418 - 1	訪問介護	平成 16. 5. 24
田中ケアサービス株式会社彦根支援センター	彦根市船町 2 - 13 大沢ビル 2 F	彦根市外町浄土 129 - 2	田中ケアサービス株式会社	伊香郡高月町大字柏原 418 - 1	福祉用具貸与	平成 16. 5. 24

滋賀県告示 第 379 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社コムスン瀬田ケアセンター	大津市大萱二丁目 6 - 5 コーポオキノ 1 階 A	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10 - 1	平成 16. 5. 1
オアシス居宅介護支援事業所	近江八幡市馬淵町 690	社会福祉法人オアシス倶楽部	近江八幡市馬淵町 690	平成 16. 6. 1
美松会居宅介護支援センター	甲賀郡甲西町菩提寺赤込原 104 - 14	医療法人社団美松会	甲賀郡甲西町中央二丁目 125	平成 16. 4. 1
ゆめのさとケアプランサービス	蒲生郡日野町西大路字井上 434 - 2	株式会社ドリエジョ	蒲生郡日野町松尾五丁目 13	平成 16. 5. 1

滋賀県告示 第 380 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として指定したもののうち、次のものから事業所等の所在地変更の届出があった。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の旧所在地	指定に係る事業所等の新所在地	名 称	主たる事務所の所在地	変更年月日
田中ケアサービス株式会社彦根支援センター	彦根市船町 2 - 13 大沢ビル 2 F	彦根市外町浄土 129 - 2	田中ケアサービス株式会社	伊香郡高月町大字柏原 418 - 1	平成 16. 5. 24

滋賀県告示 第 381 号

生活保護法 (昭和 25 年法律 第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法による介護扶助のための施設介護担当機関として、次のものを指定した。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	指 定 年 月 日
介護老人保健施設日和の里	大津市坂本六丁目 25 - 3	介護老人保健施設	平成 16. 4. 20

滋賀県告示 第 382 号

計量法 (平成 4 年法律 第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査 (ひょう量 500 キログラム以下のもの) を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第 70 号) 第 39 条第 1 項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日以後 60 日以内に実施する。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検 査 を 行 う 区 域	検 査 を 実 施 す る 期 日	検 査 を 実 施 す る 場 所
多 賀 町 の 区 域	7 月 15 日 (木)	多 賀 町 役 場
甲 良 町 の 区 域	7 月 16 日 (金)	甲 良 町 役 場
豊 郷 町 の 区 域	7 月 20 日 (火)	豊 郷 町 役 場 別 館 車 庫

2 指定定期検査機関の名称 社団法人 滋賀県計量協会

滋賀県告示 第 383 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖文化館の施設設備等使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託の相手方 財団法人滋賀県文化財保護協会 大津市瀬田南大萱町 1732 - 2
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖文化館の施設設備等の使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり大気環境負荷低減計画の提出があったので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年滋賀県条例 第 18 号) 第 28 条の規定により公表する。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	事業場の名称および所在地
--	--------------

国立大学法人 滋賀大学長 宮本憲一 彦根市馬場 1 - 1 - 1	国立大学法人滋賀大学経済学部 彦根市馬場 1 - 1 - 1
国立大学法人 滋賀大学長 宮本憲一 彦根市馬場 1 - 1 - 1	国立大学法人滋賀大学教育学部 大津市平津 2 - 5 - 1
国立大学法人 滋賀大学長 宮本憲一 彦根市馬場 1 - 1 - 1	滋賀大学教育学部附属養護学校 大津市際川 3 - 9 - 1
株式会社渡辺工業 代表取締役 渡邊富良 長浜市新栄町 665	株式会社渡辺工業 長浜市新栄町 665

変更後の大気環境負荷低減計画の公表公告

次のとおり変更後の大気環境負荷低減計画の提出があったので、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例 (平成 12 年 滋賀県条例 第 18 号) 第 28 条の規定により公表する。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

氏名および住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	事業場の名称および所在地
財団法人滋賀県下水道公社 理事長 山田新二 大津市松本 1 - 2 - 1	水環境科学館 草津市矢橋町 2108
株式会社アルボース 工場長 剣宝正美 甲賀郡甲西町高松 8 - 1	株式会社アルボース 滋賀工場 甲賀郡甲西町高松 8 - 1
近畿コカ・コーラプロダクツ株式会社 取締役工場長 川崎義之 愛知郡愛知川町愛知川 134	近畿コカ・コーラプロダクツ株式会社滋賀工場 愛知郡愛知川町愛知川 134

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マックスバリュ八日市店 八日市市岡田町 118 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 マックスバリュ中部株式会社 三重県松阪市大口町 185 番地の 1 代表取締役社長 中西 進
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前 9 時
 - (イ) 閉店時刻 翌午前 0 時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から翌午前 0 時 15 分まで
- (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻 午前 9 時
 - (イ) 閉店時刻 翌午前 9 時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 45 分から翌午前 8 時 45 分まで

- 4 変更年月日 平成 16 年 6 月 20 日
- 5 変更の理由 営業機会を拡大するため
- 6 届出年月日 平成 16 年 5 月 26 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 - 滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 滋賀県東近江地域振興局総務振興部地域振興課 八日市市緑町 7 - 23
 - 財団法人滋賀県産業支援プラザインフォメーションセンター 大津市京町四丁目 1 - 1
 - 八日市市商工観光課 八日市市緑町 10 番 5 号
- (2) 縦覧期間 平成 16 年 6 月 14 日から平成 16 年 10 月 14 日まで

- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 16 年 10 月 14 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

地 域 振 興 局 告 示

滋賀県甲賀地域振興局告示第 9 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県甲賀地域振興局長 和 田 寛 海

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	変更年月日
ふれあいセンター「そよ風」訪問介護事業所	甲賀郡甲西町吉永 170 番地の 4	甲賀郡甲西町三雲 2030 番地の 67	特定非営利活動法人ふれあいセンター「そよ風」	訪問介護	2571400361	平成 16. 6. 1

滋賀県湖南地域振興局告示第 28 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県湖南地域振興局長 重 野 良 寛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
らくくヘルパーステーション	栗東市小柿六丁目 2 番 2 号	株式会社ラック 代表取締役 與田圭一	栗東市安養寺七丁目 2 番 9 号	訪問介護	2571200100	平成 16. 5. 31

デイサービスらくく	栗東市小柿六丁目 2 番 2 号	株式会社ラック 代表取締役 與田圭一	栗東市安養寺七丁目 2 番 9 号	通所介護	2571200100	平成 16. 5. 31
-----------	------------------	-----------------------	-------------------	------	------------	-----------------

滋賀県湖南地域振興局告示第 29 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県湖南地域振興局長 重 野 良 寛

事業所の名称	事業所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
らくくケアプランセンター	栗東市小柿六丁目 2 番 2 号	株式会社ラック 代表取締役 與田圭一	栗東市安養寺七丁目 2 番 9 号	2571200100	平成 16. 5. 31

地 域 振 興 局 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 16 年 6 月 14 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

業種	記号・番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋 賀 県 第 14 - 4 - 0302 号	平成 14. 8. 20 、 平成 17. 3. 27	東浅井郡湖北町今 今生産組合 (代表今井義之)	平成 16. 5. 7

